

○原子力損害の賠償に関する法律

(昭和三十一年六月十七日法律第百四十七号)

第一章 総則 (第一条・第二条)	四
第二章 原子力損害賠償責任 (第三条―第五条)	五
第三章 損害賠償責任	六
第一節 損害賠償責任 (第六条―第七条の二)	六
第二節 原子力損害賠償責任の免除 (第八条・第九条)	七
第三節 原子力損害賠償責任の制限 (第十条・第十一条)	八
第四節 賠償 (第十二条―第十五条)	九
第四章 国の措置 (第十六条・第十七条)	十

原子力損害の賠償に関する法律をここに公布する。
原子力損害の賠償に関する法律

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)	四
第二章 原子力損害賠償責任 (第三条―第五条)	五
第三章 損害賠償責任	六
第一節 損害賠償責任 (第六条―第七条の二)	六
第二節 原子力損害賠償責任の免除 (第八条・第九条)	七
第三節 原子力損害賠償責任の制限 (第十条・第十一条)	八
第四節 賠償 (第十二条―第十五条)	九
第五章 国の措置 (第十六条・第十七条)	十

目録五九八二〇

第五章 原子力損害賠償責任 (第十八条)	十一
第六章 賠償 (第十九条―第二十三条)	十二
第七章 附則 (第二十四条―第二十六条)	十三

第一章 総則

第一条 この法律は、原子力の運搬等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子力の運搬等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて得られた物(原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。)の運搬又は貯蔵であつて、政令で定めるものをいう。

一 原子力の運搬

二 加工

三 再処理

四 核燃料物質の使用

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて得られた物(次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。)の運搬

六 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは放射性作用(これらを吸収し、又は吸入することにより人体に中絶及びその他の健康を及ぼすものをいう。)により生じた損害をいう。ただし

し、次衆の模定により損害を賠償する責めに任ずべき限り力申渡
者の受けた損害を除く、

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号、以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（承認を含む。附二号、附二号の三及び附三号において同じ。）を受けた者（同法第三十九条第五項の規定により原子供給業者とみなされた者を含む。）

一の「三
賃料法第二十三条の二第一項の許可を受けた者

二 運輸法第十三条第一項の許可を受けた者

二の二 横領法第四十四条第一項の指定を受けた者

三 第三條第二項の許可を受け

三 規則第五十二條第一項の許可を受けた者

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、「燃料燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質（規制法第二条第八項に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは、規制法第二条第七項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第八項に規定する再処理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいい、「原子力船」とは、「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

（附四二條七三、附四六條五三、附五四條作四、附五九條五二、附六一條七三、附六三條六九、一條改寫）

第二章 原子力損害賠償責任
(賠償責任、責任の集中等)

第三條 原子力の運転等の職、当該原子力の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子力の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天然地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物質等の喪失人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

「電報大綱五三、一」

第四條 前條の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原動力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。

2 前条第一項の組合において、第七条の二第二項に規定する換船・陸揚設備を備へて本邦の水域に外國原子力船を立ち入らせる原子力事業者が換船を船頭する責めに任ずべき額は、同項に規定する額までとする。

3 原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第七百九十八条第一項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び振興物産任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用とな

1995年5月22日

D 1955.9.12.12

第五條、第三條の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、本費額に関し特約をすることを妨げない。

DEB K 306111, 1986-00

三、

第一場 臺灣與風生

[illegible]

第六條 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子力の運転等をすることはならない。

(25) 2004年10月1日

第七條 損害賠償額は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工揚若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり三百萬円（政令で定める原子力の運転等については、三百萬円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償限度額」という。）を原子力損害の賠償に充てることが出来るものとして科学技術庁長官の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて科学技術庁長官の承認を受けたものとす

第三十三條 工業（原子力損害の賠償に関する法律）

한글서체

第二章 原子力損害賠償責任保険契約

(原子力損害賠償責任保険契約)

第八條 原子力損害賠償責任保険契約(以下「責任保険契約」といふ)は、原子力事業者の原子力損害賠償の責任が生じた場合において、一定の事由による原子力損害賠償責任を負担する者(以下「被保険者」といふ)が、自己が支払つた賠償又は被保険者の負担があつた賠償においてのみ、被保険者に対して賠償金の支払を請求することができる。

(附則第六條第三・第七條第一〇六・一〇七の三)

第九條 被保険者は、損害賠償請求権に關し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、被保険者に対する損害賠償債権について、自己が支払つた賠償又は被保険者の負担があつた賠償においてのみ、被保険者に対して賠償金の支払を請求することができる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、被保険者が損害賠償請求権に關し差し押さへる場合は、この限りでない。

第三節 原子力損害賠償債権契約

(原子力損害賠償債権契約)

第十條 原子力損害賠償債権契約(以下「補償契約」といふ)は、原子力事業者の原子力損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害賠償を賠償するための措置によ

つてはうめることができない原子力損害賠償責任を負担する者(以下「被保険者」といふ)が、自己が支払つた賠償又は被保険者の負担があつた賠償においてのみ、被保険者に対して賠償金の支払を請求することができる。

(附則第六條第三・一〇七の三)

第十一條 第九條の規定は、補償契約に基づく賠償金について準用する。

第四章 供託

(供託)

第十二條 損害賠償債権としての供託は、原子力事業者の主たる事務所その他の法律上又は地方自治法上、金銭又は動産府令で定める有価証券によりするものとする。

(供託物の運付)

第十三條 被保険者は、損害賠償請求権に關し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

(供託物の取り戻し)

第十四條 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、科学技術庁長官の承認を受けて、第十二條の規定により供託した金銭又は有価証券を取り戻すことができる。

- 一 原子力損害賠償を賠償したとき、
- 二 供託に代えて他の損害賠償債権を賠償したとき、
- 三 原子力損害賠償を賠償したとき、

1 (日法五九八二) 〇

(日法四〇九一) 〇

(日法四〇九一) 〇

(原子力損害賠償紛争審査会)

2 科学技術庁長官は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において、賠償請求するときは、原子力損害賠償の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる金額又は有価証券の額を指定して承認することができる。

(命令への委任)

第十五條 この節に定めるもののほか、供託に關する事項は、総理府令、法律等令で定める。

第四章 賠償の決定

(国の賠償)

第十六條 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者(外洋原子力船に係る原子力事業者を除く)が第三條の規定により賠償を賠償する責めに任ずべき額が賠償債権額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害賠償を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

(附則第六條第三・一〇七の三)

第十七條 政府は、第三條第一項ただし書の場合又は第七條の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえたと認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(附則第六條第三・一〇七の三)

第十八條 政府は、第三條第一項ただし書の場合又は第七條の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえたと認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

第三十三編 工業 (原子力損害の賠償に関する法律)

(附則第六條第三・一〇七の三)

(第十條第一項及び第十六條第二項の規定の適用)

第二十條 第十條第一項及び第十六條第一項の規定は、平成十一年十二月三十一日までには第二條第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

[illegible]

【報告事項及び立入検査】

第二十一條 科學技術庁長官は、第六條の規定の實施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事柄者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所若しくは原子力船に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

DECEMBER 1, 1994

（通商産業大臣又は運輸大臣との協議）

第二十二條 科學技術庁長官は、第七條第一項若しくは第七條の二第一項若しくは第二項の規定による処分又は第七條第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、勅諭の用に供する原子力に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原

三三〇六
三三〇七

子如に保るものについては運輸大臣に協同しなければならない。

QUESTIONS - 1 minute

(国に対する信用状)

第三十三條 第三章、第十六條及び次章の規定は、別に適用しな

第七章

原二十四条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

《中国书画函授大学·肇庆分校》、《肇庆分校函授部》

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十一條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

Özellikle 1 - 1163-4 - 1164-5

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の
業者が、その法人又は人の事業に關して前二條の違反行為をした
ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本
条の罰金刑を科する。

附
圖
目
次

(E)

【附張四九八五】

●(大一大二)●

සුභසාගරය

二 前者の場合において、買取価格算出の文書があつたときは、

原子力事業者は、その損害の発生時から当該被害補償給付が支給された時点までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該被害補償給付の額額となるべき額の限度で、その損害の賠償の責めを免れる。

2 原子力事業者の役員が原子力損害を受けた場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、当該従業員又はその家族に対し、賠償額給付を支給した者は、当該第三者に対して求償権を有する。

CONFIDENTIAL - LAW ENFORCEMENT

[illegible]

（施行期日）

第一集との法律は、公布の日から施行する。ただし、附屬第八條から第三十一條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（参考資料）「日本近代史のなかの朝鮮」『朝鮮』14号（1961）5頁、6頁、7頁

在 夏 (CHENGLIANG, 1999) 的

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

公認和國六年庚申三月二十二日、和國六年二月一日との間に

施行の日から八年四月一日

(政令への委任)

第七條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

D (日法五九八二) ●

△c (日法四九八五) ●

ウラン二三五の量が二千グラム以上のもの

「ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が百分の五以上のウラン及びその化合物並びにこれらの物質の二又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が八百グラム以上のもの」

「プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の二又は二以上を含む物質であつてプルトニウムの量が五百グラム以上のもの」

三 再処理

四 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質の使用

五 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の燃料に關する法律(昭和三十三年法律第六十六号、次号において「燃料法」という)第五十一條の二第一項第一号に規定する「核燃料物質」(以下「核燃料物質」という)及び同項第二号に規定する「核燃料物質」(以下「核燃料物質」という)。

六 前各号に掲げる行為に付随してする次に掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄

イ 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質

「燃料法第二條第八項に規定する使用済燃料(以下「使用済燃料」という)。

ハ 核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ)。

○附則第三十三條、第四十二條、第四十八條、第五十二條、第五十三條

○原子力損害の賠償に関する法律施行令

(昭和三十七年三月六日)
(政令第四十四号)

第一條 昭和四〇年二月一日から昭和四八年四月一日までの期間に於ける原子力損害の賠償に関する法律施行令は、この法律施行令で定めるものとする。

第二條 原子力損害の賠償に関する法律施行令をここに公布する。

第三條 原子力損害の賠償に関する法律施行令

第四條 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第二條第一項及び第七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(原子炉の運転等)

第一條 原子力損害の賠償に関する法律(以下「法」という)第二條第二項に規定する政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 原子炉の運転

二 次に掲げる核燃料物質の加工

イ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が天然の比率をこえ百分の五に達しないウラン及びその化合物並びにこれらの物質の二又は二以上を含む物質であつて

【政策依据】

第二條 法第七條第一項に規定する政令で定める原子炉の運転等は、次の表の各号に規定する原子炉の運転等とし、当該原子炉の運転等について同項に規定する政令で定める金額は当該原子炉の運転等の区分に応じ、該各号に定める金額とする。ただし、同一の工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。第一号において同じ。）に係る原子炉の運転等が第一号から第十一号までの各号の二以上の号に該当するときは、当該原子炉の運転等に係る当該金額は、その最も大きい金額とする。

一	熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転（核燃料原子炉の運転に付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて円取された物（以下「核燃料物質等」という。）の放射原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運転、貯蔵又は廃棄を含む。次号及び第三号において同じ。）	三百億円
二	熱出力が百キロワットを超え一万キロワット以下の原子炉の運転	六十億円
三	熱出力が百キロワット以下の原子炉の運転	十億円
四	加工（次号に該当するものを除くものとし、当該加工に付随してする核燃料物質等の運搬加工が行われる工場又は事業所における運転、貯蔵又は廃棄を含む。）	十億円

電話 九八五〇

五	附条第二号へに掲げる燃焼燃料物の加工 (当該加工に付随してする燃焼燃料物等の 当該加工が行われる工場又は事業所におけ る運搬、貯蔵又は廃棄を含む)	六十億円
六	再処理(当該再処理に付随してする燃焼料 物等等の当該再処理が行われる工場又は事 業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む)	三百億円
七	燃焼燃料物の使用(次号に該当するものを 除くものとし、当該使用に付随してする燃 焼燃料物等の当該使用が行われる工場又は 事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含 む)	十億円
八	附条第二号へに掲げる燃焼燃料物の使用 (当該使用に付随してする燃焼燃料物等の 当該使用が行われる工場又は事業所におけ る運搬、貯蔵又は廃棄を含む)	六十億円
九	産業物埋没(前各号のいずれかに該当する ものを除くものとし、当該産業物埋没に付 随してする燃焼燃料物等の当該産業物埋没 が行われる事業所における運搬又は廃棄を 含む)	十億円
十	使用済燃料を溶解した液体から燃焼燃料物 その他の有用物質を分離した残りの液体を	六十億円

電話(日)四九八五〇

の使用又は廃棄物処理若しくは資源物管理に付随してする燃焼物質量等の測定（第一号から第十一号までのいずれかに該当するものを除くものとし、当該測定に係る燃焼物質量等の測定を含む。）

(2016年12月5日)

第三條 法附屬第四條第一項に規定する政令で定める員資増給給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 國家公務員及舊制侯族（昭和二十六年法律第四九十一号）の規定による給付
二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による給付であつて職務上の事由によるもの

1 この政令は、法の施行の日（昭和五十七年三月十五日）から施行する。

附 則
（昭和四十年一月一日公布第三四八号）
この政令は、昭和四十年十一月十日から施行する。

附 則
《國際大學生運動會(CIS)參賽規則(11版)》

この法令は、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第

五十三号)の施行の日(昭和四十六年十月一日)から施行する。

附 則 昭和五十四年二月二十六日法令第二八〇号

この政令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十四号)の施行の日(昭和五十五年一月一日)から施行する。

附 則 昭和六十二年二月三日法令第三八八号

この政令は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七十三号)の施行の日(昭和六十二年十一月二十六日)から施行する。

附 則 昭和六十二年九月二十七日法令第二八二号

(施行期日)

第一条 この政令は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(昭和六十三年十一月二十六日)から施行する。

附 則 平成元年二月十七日法令第三〇六号

この政令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(平成元年法律第二十一号)の施行の日(平成二年一月一日)から施行する。

na(日法四九八五)⑤

△八日法三八五九⑤

つては船舶等)

四 原子炉の運転等にあつては、原子炉の熱出力

五 加工にあつては、加工する核燃料物質の種類及び数量

六 核燃料物質の使用にあつては、使用する核燃料物質の種類及び数量

七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。)の運搬にあつては、運搬する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬にあつては、運搬する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

九 原子炉の運転等の開始時刻及び終了時刻

十 責任保険契約及び補償契約の締結を含む損害賠償責任を負うようとする場合においては、保険者の名称、住所及び代表者の氏名、責任保険契約により定めることが出来る原子力損害の範囲及び原子力損害の賠償に充てることが出来る金額、保険期間、保険料の額及びその納付の状況、補償契約により定めることが出来る原子力損害の範囲及び原子力損害の賠償に充てることが出来る金額、補償契約の期間並びに補償料の額及びその納付の状況

十一 供託を含む損害賠償責任を負うようとする場合においては、法務局又は地方裁判所の名称及び所在地並びに金額の供託にあつてはその金額、有価証券の供託にあつてはその名称、総

○原子力損害の賠償に関する法律施行規則

(昭和三十七年三月十三日)

附 則 昭和五十四年二月二十六日法令第二八〇号

附 則 昭和六十二年二月三日法令第三八八号

附 則 昭和六十二年九月二十七日法令第二八二号

附 則 平成元年二月十七日法令第三〇六号

原子力損害の賠償に関する法律第十二条の規定に基づき、及び同法の規定を施行するため、原子力損害の賠償に関する法律施行規則を次のように定める。

原子力損害の賠償に関する法律施行規則

(損害賠償責任の範囲の申渡)

第一条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号、以下「法」という。)第七條第一項の承認を受けようとする原子力事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 原子炉の運転等の種類

三 原子炉の運転等に係る工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶)の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶)の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶)

細則、券面額、四記号、番号、枚数及び附属利取札

十二 責任保険契約及び補償契約の締結又は供託以外の措置を旨とする損害賠償請求を認じようとする場合においては、当該損害の賠償

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

一 原子力の運転等に係る工場又は事業所の区域を明示する実図

二 前項第十号の場合にあつては、責任保険契約及び補償契約の締結を証する書類

三 前項第十一号の場合にあつては、供託の受理を証する書類

四 前項第十二号の場合にあつては、当該賠償の効力を証する書類

3 第一項の申請書の提出数は、発電の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉に係るものにあつては正本及び副本各一通、その他のものにあつては正本一通とする。

(第四十五條第三項・第四十六條第五項・第五十三條第四項・第五十四條第五項)

(供託すること及び有価証券)

第二條 法律第十二條の賠償命令で定める有価証券は、次のとおりとする。

一 国債

二 地方債

三 特別の法律により設立された法人で国及び地方公共団体以外の者の出資のないものの発行する債券

四 銀行、森林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券

五 担保付社債付託法(明治三十八年法律第五十二号)による担保付社債

(供託物の取りもどし)

第三條 法律第十四條第一項の承認を受けようとする原子力事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書二通(正本及び副本各一通)を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 当該原子力の運転等について現に存する供託物が金庫の場合にあつてはその金庫、有価証券の場合にあつてはその名称、額面、券面額、四記号、番号、枚数及び附属利取札

三 取りもどそうとする供託物が金庫の場合にあつてはその金庫、有価証券の場合にあつてはその名称、額面、券面額、四記号、番号、枚数及び附属利取札

四 取りもどそうとする理由

2 前項の申請書には、原子力損害を賠償したこと、供託に代えて他の損害賠償賠償を請じたこと又は原子炉の運転等を中止したことを証する書類を添付しなければならない。

(第四十五條第三項・第四十六條第五項・二五條第三項)

(身分を示す証明書)

八 日法三五五四

八 日法三五五四

第四條 法律第二十一條第二項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

1 この府令は、法の施行の日(昭和三十七年三月十五日)から施行する。

附 則 昭和五十五年九月二四日閣議決定(第五五号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 昭和五十六年九月三〇日閣議決定(第六〇号)

この府令は、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十三号)の施行の日(昭和四十六年十月一日)から施行する。

附 則 昭和五十五年五月二九日閣議決定(第四五号)

この府令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 昭和五十五年二月二日閣議決定(第三二号)

この府令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十四号)の施行の日(昭和五十五年一月一日)から施行する。

•

我
學

原子力損害の賠償に関する法律第21条

第2項の規定による

立人圖書館

姓名及店名

年 月 日

年月日交付

制学校附片共有

④

備考：用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

原子力損害の賠償に関する法律 (38)

第21条 科學技術官は、前条の規定の實施を確保するため必要があると思ふときは、原子力事業等に対し必要な指示を發せ、又はその職員に、原子力事業等の事務若しくは工務若しくは事業若しくは原子力施設に立ち入り、その者の健康、財産その他の必要な物件を保護せよ、若しくは關係者に調査をせよことができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の同意があるときは、これを提示しなければならない。

第2条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(2) 第2条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は罰則に對して抗辯を爲す者若しくはその親族の調査をした者は

(पञ्चमोऽध्यायः) •

○原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令

昭和五十四年十一月十六日
政令第二〇八十一号

原子力調査財団が本財団資金の提供等に関する法令を「原子力公報」

[illegible]

内閣は、厚子力續書の贈賞に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（第五卷の出版）

第一条 原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）は、

要員十人以上で組織する。

2 委員は、人格が直潔であつて、法律、医術又は原子力工学その他の原子力関連技術に関する学識経験を有する者のうちから、料学校附設長官が任命する。

3 委員は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「法」という。）第十八条第二項の事務の処理が終了したときは、科學技術庁長官が解任する。

(金)

第三十三番 工業（原子力調査技術標準化の組織等に関する法令）

COIN

審査会に対し和解の仲介の申立てをしようとする紛争の当事者は、次の事項を記載した申立書を審査会に提出しなければならない。

一 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 当事者の一方から和解の仲介の申立てをしようとするときは、他の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 和解の仲介を求める事項及び理由

四 紛争の経緯及び交渉経過の概要

五 申立ての年月日

六 その他和解の仲介に関し参考となる事項

（代表者の選定）

第六條 和解の仲介の申立てに係る当事者が多数である場合においては、当該当事者は、そのうちから一人若しくは数人の代表者を選定し、又はその選定した代表者を変更することができる。

2 代表者は、各員、他の当事者のために、和解の仲介の申立ての取下げ又は和解の締結を断る、当該和解の仲介の申立てに係る一切の行為をすることができ、

3 代表者が選定されたときは、当事者は、代表者を選定してのみ、前項の行為をすることができ、

4 第一項の規定による代表者の選定及びその変更は、書面をもって証明しなければならない。

（和解の仲介の開始）

項に記載した申立書を審査会に提出しなければならない。

一 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 当事者の申立てをする和解の仲介の事項の表示及び和解の仲介を求める理由

三 申立ての年月日

四 その他和解の仲介に関し参考となる事項

審査会は、第一項の規定による参加の申立てがあつたときは参加の申立書の写しを添えて当事者に対し、参加の許可の決定をしたときは当事者に対し、それぞれ、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

（和解の仲介をしない場合）

第十條 審査会は、申立てに係る紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたとき、和解の仲介をしないことができる。

2 審査会は、前項の規定により和解の仲介をしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

（和解の仲介の打ち切り）

第十一條 審査会は、申立てに係る紛争が解決される見込みがないと認めるときは、和解の仲介を打ち切ることができ、

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において

第七條 審査会は、第五條に規定する申立書の提出があつた場合のほか、原子力損害賠償に関する紛争が生じた場合において審査会が和解の仲介を行う必要があると認めるときは、和解の仲介を行うものとする。

2 審査会は、第五條の規定により当事者の一方から和解の仲介の申立てがあつたときは申立書の写しを添えて他の当事者に対し、前項の規定により和解の仲介を行う必要があると認めるときは当事者の双方に対し、それぞれ、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

（申立ての分離又は併合）

第八條 審査会は、遅滞なく認めるときは、和解の仲介の手続を分離し、又は併合することができ、

2 審査会は、前項の規定により和解の仲介の手続を分離し、又は併合したときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

（参加）

第九條 原子力損害賠償の賠償に關する紛争につき和解の仲介の手続が係属している場合において、利害關係を有する第三者は、審査会の許可を得て、当事者として当該和解の仲介の手続に参加することができ、

2 審査会は、前項の許可をするときは、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により参加の申立てをしようとする者は、次の事項

（日三三三三三）

（日三三三三三）

て、「和解の仲介をしないものとしたとき」とあるのは、「和解の仲介を打ち切つたとき」と読み替へるものとする。

（決議）

第十二條 審査会の総務は、科学技術庁原子力政策課において処理する。

（附則）

第十三條 この政令に定めるもののほか、審査会の運営並びに和解の仲介の申立て及びその処理の手続に關し必要な事項は、会長が審査会に附して定める。

附則

この政令は、公布の日から起算する。

○原子力損害賠償補償契約に関する法律

(昭和三十六年六月十七日)
(法律第百四十八号)

公布	施行期日	経過措置
昭和四三年	五月二〇日	第五号
昭和四四年	五月一日	第五号
昭和四五年	七月五日	第八号
昭和四六年	五月二七日	第七号
昭和四七年	五月二七日	第六号

原子力損害賠償補償契約に関する法律をここに公布する。

原子力損害賠償補償契約に関する法律

(定義)

第一節 この法律において「原子力の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号、以下「賠償法」という)第二条第一項に規定する原子力の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいい、「原子力事業者」とは、賠償法第二条第三項に規定する原子力事業者(同項第一号の二に掲げる者を除く)をいい、「原子力船」とは、賠償法第二条第四項に規定する原子力船をいい、「損害賠償責任」とは、賠償法第六条に規定する損害賠償責任をいい、「賠償法」とは、賠償法第七条第一項に規定する賠償法をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第八条に規定する責任保険契約をいう。

△〇(日法四九一一・二)

(附則第六十三、一第表)

(原子力損害賠償補償契約)

第二節 政府は、原子力事業者を相手方として、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が生じた場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結することができる。

(附則第六十三、一第表)

(補償損失)

第三節 政府が前条の契約(以下「補償契約」という)により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失(以下「補償損失」という)とする。
一 地震又は噴火によつて生じた原子力損害
二 正當運転(政令で定める状態において行なわれる原子力の運転等をいう)によつて生じた原子力損害
三 その発生の原因となつた事実に関する限り責任保険契約によつてうめることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの(前項第三号に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかつたことによつてやむを得ない理由がある場合に限る。)

△(日法三五五四)〇

(附則第六十三、一第表)

(補償契約の期間)

第五節 第三條第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、その締結の時から当該補償契約に係る原子力の運転等をやめる時までとする。

(附則第六十三、一第表)

(補償金の算定)

第六節 補償料の額は、一年あたり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を算定して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(附則第六十三、一第表)

(補償金)

第七節 政府が補償契約により補償する金額は、当該補償契約の期間内における原子力の運転等により生じた原子力損害に係る補償損失について補償契約金額までとする。

(附則第六十三、一第表)

(補償金の算定)

第八節 政府が第三條第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償損失を補償する場合において、当該補償に係る原子力損害と同一の原因によつて発生した原子力損害について責任保険契約によつてうめられる金額があるときは、当該補償損失について補償契約により支払う補償金の額の合計額は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償補償の補償額に相当する金額

四 原子力船の外の水域への立入りに伴い生じた原子力損害であつて、賠償法第七条第一項に規定する損害賠償補償その他の原子力損害を賠償するための措置(賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償補償の一部として認められるものに限る。)によつてはうめることができないもの
五 前各号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの

(附則第六十三、一第表)

(補償契約の金額)

第四節 前条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約に係る契約金額(以下「補償契約金額」という)は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償補償の賠償額に相当する金額(損害賠償補償に責任保険契約及び補償契約の締結以外の賠償が含まれる場合においては当該補償により、他の補償契約が締結されている場合においては当該他の補償契約の締結により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額)とする。

2 前条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約金額は、賠償法

第七条の二第二項に規定する損害賠償補償の金額に相当する金額(賠償法第七条第一項に規定する損害賠償補償その他の原子力損害を賠償するための措置が賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償補償の一部として認められる場合においては、当該原子力損害を賠償するための措置の金額を控除した金額)とする。

(当該損害賠償責任に責任を負担する者及び補償金の納付以外の補償がなされる場合においては補償責任により原子力損害賠償の賠償に充てることができる金額を控除した金額) から当該責任保険契約によつて定められる金額を控除した金額をこえないものとする。

(損害賠償の額の制限)

第八條 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る補償契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(通知)

第九條 原子力事業者は、補償契約の締結に際し、政令で定めるところにより、原子力の運転等に関する重要な事実を政府に対し通知しなければならない。通知した事実に変更を生じたときも、同様とする。

(政令への委任)

第十條 補償契約の締結並びに補償金の納付の時期、補償金の支払の時期その他の補償料の納付及び補償金の支払に關し必要な事項は、政令で定める。

(時効)

第十一條 補償金の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(時効)

第十二條 政府は、補償契約により補償した場合において、当該補

償契約の相手方である原子力事業者が第三者に対して求償権を有するときは、補償した金額を限度として当該権利を取得する。原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、その支払を受けた金額の限度で、補償の義務を免れる。

(補償金の返還)

第十三條 政府は、次の各号に掲げる原子力損害に係る補償損失について補償金を支払ったときは、原子力事業者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

- 一 補償契約の相手方である原子力事業者が第九條の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をした場合において、その通知を怠り、又は虚偽の通知をした事実に基づき原子力損害
- 二 政府が第十五條の規定により補償契約を締結した場合において、原子力事業者が、その締結の通知を受けた日から満年の地方が生ずる日の前日までの間における原子力の運転等により生じた原子力損害

(罰則)

(罰則)

第十四條 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が当該補償契約の締結を含む損害賠償責任以外の損害賠償責任を負った場合においては、当該補償契約の締結の申込みを拒否することができ、又は当該補償契約を締結することができず、

前項の規定による補償契約の締結は、将来に及ぼすその効力を生ずる。

(日付四四四) 〇

〇〇 (日付四九一一・二) 〇

政令で定めるところにより、遺失金を徴収することができる。

(罰則)

第十七條 この法律に規定する政府の業務は、科学技術庁長官が掌する。

2 科学技術庁長官は、第十五條の規定による補償契約の締結については、あらかじめ、賠償の用に供する原子力(原子力基本法(昭和三十一年法律第八十六号)第三條第四号に規定する原子力)をいう。以下同じ)に係るものにあつては、当該賠償責任、賠償に要する原子力に係るものにあつては、当該賠償責任の責任をきかなければならない。

(罰則)

この法律は、原子力損害賠償の賠償に關する法律の施行の日から施行する。

附 則 (施行期日)

附 則 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (施行期日)

附 則 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和六十六年法律第三十三号で昭和六十六年(〇一)日から施行

附 則 (昭和五十五年七月五日法律第八十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二略

三 第三号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(昭和五十五年法律第九十五号で昭和五十四年一月一日から施行)

附 則 (昭和六十二年五月二七日法律第七十五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和六十二年法律第三十六号で昭和六十二年一月二六日から施行)

附 則 (昭和六十五年五月二七日法律第九十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二略

三 第三号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(昭和六十二年法律第二八〇号で昭和六十四年五月二六日から施行)

〇〇〔日法四九一一・二〕〇

〇〇〔日法四九一一・二〕〇

○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令

(昭和三十七年三月六日)
政令第四十五号

昭和六十六年 九月二〇日法律第三十三号
昭和六十六年 九月二〇日法律第三十三号
昭和六十六年 九月二〇日法律第三十三号
昭和六十六年 九月二〇日法律第三十三号
昭和六十六年 九月二〇日法律第三十三号
昭和六十六年 九月二〇日法律第三十三号
昭和六十六年 九月二〇日法律第三十三号
昭和六十六年 九月二〇日法律第三十三号
昭和六十六年 九月二〇日法律第三十三号
昭和六十六年 九月二〇日法律第三十三号

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令をここに公布する。

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令

内閣は、原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第四十八号)の規定に基づき、この政令を制定する。

(補則規定)

第一条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(以下「法」といふ。)第三号第二号に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。

一 被照射物質、被照射物質及び原子炉の構造に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第三十一条の二、第三十二条第三項、第三十二条の六第二項において準用する第三十二条の二第二

四項、第三十五号、第三十七号第四項、第四十三条の二第二項において準用する第三十二条の二第四項、第四十八号、第五十号第四項、第五十号の四第二項において準用する第三十二条の二第四項、第五十一号の十六、第五十一号の十八第五項、第五十一号の二十三第二項において準用する第三十二条の二第四項、第五十六号の三第四項、第五十七号第一項若しくは第二項(同法第六十六号第二項において準用する第二項若しくは第三項)、第五十九号(同法第六十六号第二項において準用する第二項若しくは第三項)、第六十号第一項若しくは第二項(同法第六十六号第二項において準用する第二項若しくは第三項)の規定の適用で原子力損害の発生が原因となるものがないこと。

二 原子炉の運転等の用に供する施設の構造で原子力損害の発生が原因となるものがないこと。

三 天然地質又は第三者の行為で原子力損害の発生が原因となるものがないこと。

(第五二五二七八・四五五五五九六・四六二五五五八・四六五五五二八一・

一 第五二五二七八・四五五五五九六・四六二五五五八・四六五五五二八一・

第二条 法第三十五号に規定する原子力損害であつて政令で定めらるものは、法律によつて生じた原子力損害とする。

(附註5-5續)

第三條 陸海大兵に規定する取合で定める利率（以下「補償利率」という。）は万分の五（大学又は高等専門学校における原子力の運転等に係る補償契約については、万分の二・五）とする。

2 補償料の納付の期日において当該補償契約により原子力損害の賠償に充てることができず金額が当該補償契約の補償契約金額に満たない場合においては、当該補償契約の補償料率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する利率に、当該充てることができず金額を当該補償契約の補償契約金額で除して得た数を乗じて得た料率とする。

【通知】

第四條 原子力事業者は、法律九条の規定により、次に掲げる事項を政府に対し通知しなければならない。

- 一 原子炉の運転に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 原子炉の使用の目的
- ロ 原子炉の型式、熱出力及び蒸気
- ハ 原子炉を設置する工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を運送する港務業者の工場又は事業所）の名称及び所在地
- ニ 原子炉施設の位置、構造及び設備
- ホ 原子炉の運転（これに附随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物）（原子核分裂生成物を含む）、以下

●一九四四年四月二二日

- この条において同じ。）の貯蔵又は廃棄を含む。）の開始時期及び予定終了時期
- へ 原料に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間の予定使用量
- 使用済燃料の処分方法
- 責任保険契約に関する事項
- 二 加工に係る補償契約については、次に掲げる事項
 - イ 加工施設を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
 - ロ 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法
 - ハ 加工（これに附随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の貯蔵又は廃棄を含む。）の開始時期及び予定終了時期
- ニ 加工する核燃料物質の種類及びその年間の予定加工量
- ホ 責任保険契約に関する事項
- 三 再処理に係る補償契約については、次に掲げる事項
 - イ 再処理施設を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
 - ロ 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法
 - ハ 再処理（これに附随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の貯蔵又は廃棄を含む。）の開始時期及び予定終了時期
- ニ 再処理をする使用済燃料の種類及びその年間の予定処理量
- ホ 責任保険契約に関する事項
- 四 核燃料物質の使用に係る補償契約については、次に掲げる事

DC (日装西九一一二) ●

項

- イ 使用の目的及び方法
- ロ 使用の場所
- ハ 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備
- ニ 使用（これに附随してする燃焼料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の貯蔵又は廃棄を含む。）の開始時期及び終了時期
- ホ 使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- ヘ 使用済燃料の処分方法
- ト 責任保険契約に關する事項
- 五 商業施設又は商業物質に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 商業施設施設又は商業物質管理施設を設置する事業所の名称及び所在地
- ロ 商業施設施設又は商業物質管理施設の位置、構造及び設備並びに商業の方法
- ハ 商業施設又は商業物質（これに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄を含む。）の開始時期及び終了時期
- ニ 商業施設施設又は商業物質管理により商業する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量
- ホ 責任保険契約に關する事項
- 六 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に係

る協定契約については、次に掲げる事項

イ 運搬の経路及び方法（運搬に付随して保管する場合にあつては、保管の場所及び方法を含む。）

第五條 原子力事業者は、賠償契約の締結の日及びその後毎年その日に応ずる日（応ずる日がない場合は、その前日）まで、

それぞれの日から起算する一年間(それぞれの日からの補償契約の期間が一年間を満了しない場合は、その期間)に於ける補償料を国庫に納付しなければならない。

補償金の支払

第六條 科学技術庁長官は、原子力事業者から補償金の支払の請求があつた場合は、当該請求があつた日から三十日以内に補償金を支払わなければならない。ただし、やむをえない理由がある場合は、この限りでない。

補償金の返還

第七條 科学技術庁長官は、法律十三条の規定により、補償金を支払つた日から一年以内に、当該補償金の額に相当する金額を返還させるものとする。

附則 法律十三条第三項

(補償契約の期間)

第九條 法律十五条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害の防止又は軽減のために必要な措置を講ずることとする。

(損害賠償)

第十條 法律十六条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害の防止又は軽減のために必要な措置を講ずることとする。

附則 法律十三条第三項

- 二 損害賠償の責任の全部又は一部を免除しようとする場合に於いて、あらかじめ、科学技術庁長官の承認を受けること。
- 三 原子力損害が発生した場合に於いて、直ちにその発生の日時、場所及び損害の状況等を科学技術庁長官に通知すること。
- 四 損害賠償の責任に関する訴訟を提起し、又は提起された場合において、直ちにその旨を科学技術庁長官に通知すること。
- 第十一條 科学技術庁長官は、法律十六条の規定により、原子力事業者が補償金の支払を受けた日以降において、次の各号に掲げる金額を返還として過剰金を徴収することができる。
 - 一 補償契約の条項で前条第一号又は第二号に掲げるものに該当するものの返還にあつては、補償金の額の十分の一に相当する金額。
 - 二 補償契約の条項で前条第三号又は第四号に掲げるものに該当するものの返還にあつては、十万円。

この政令は、法の施行の日(昭和三十七年三月十五日)から施行する。

附則

法律十三条第三項

この政令は、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十三号)の施行の日(昭和四十六年十月一日)から施行する。

附則 法律十三条第三項

附則 法律十三条第三項

この政令は、公布の日から施行する。

附則 法律十三条第三項

(施行期日)

第一條 この政令は、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第八十六号、以下「改正法」という。)附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日(昭和五十四年一月四日、以下「改正法の施行の日」という。)から施行する。

附則 法律十三条第三項

この政令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十四号)の施行の日(昭和五十五年一月一日)から施行する。

附則 法律十三条第三項

この政令は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第七十三号)の施行の日(昭和六十二年十二月二十六日)から施行する。

附則 法律十三条第三項

(施行期日)

第一條 この政令は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日(昭和六十二年十二月二十六日)から施行する。ただし、第一條中核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令目次の改正規定(「第十三条の十三」を「第十三条の十五」に改める部分及び「第二十二

条」を「第二十一条の三」に改める部分に限る。)、同条第二條の次に一條を加える改正規定、同条第四條の次に一條を加える改正規定、同条第十一條の次に一條を加える改正規定、同条第十三條の十三を同条第十三條の十五とし、同条の次に一條を加える改正規定、同条第十三條の十二を同条第十三條の十三とし、同条第十三條の七から第十三條の十一までを一條ずつ繰り下げ、同条第十三條の六の次に一條を加える改正規定、同条第十七條を同条第十六條の二とし、同条の次に一條を加える改正規定、同条第十八條の次に三條を加える改正規定(第十七條の七に係る部分に限る。)、同条第二十二條第二項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同条第二十三條の次に一條を加える改正規定及び同条第二十四條の改正規定並びに第三條の規定は、改正法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日(昭和六十四年五月二十六日)から施行する。